

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
34	奄美市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和4年2月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>■予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。</p> <p>①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。</p> <p>■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <p>①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法</p> <ul style="list-style-type: none">・第9条第1項・別表第一の10の項・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・第19条第6号(委託先への提供) <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令</p> <ul style="list-style-type: none">・第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555 鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号 0997-52-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か			[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無		[○] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発			[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月25日	評価実施機関における担当部署所属長	大郷 哲也	吉 郁也	事後	人事異動
平成28年7月31日	4.②法令上の根拠	<p>1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ・なし (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種」が含まれる項(17、18、19の項)</p> <p>2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条</p>	<p>(情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条</p>	事後	
平成29年6月8日	3.法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条</p>	<p>1. 番号法 ・第9条第1号 ・別表第一の10の項</p> <p>2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条</p>	事後	
平成29年6月8日	4.②法令上の根拠	<p>(情報提供事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 無し (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 别表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第13条</p>	<p>(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 别表第二 16の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 别表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成30年5月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1号 ・別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	IV リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	IV リスク対策 8. 監査 実施の有無	-	[○] 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	IV リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	-	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長の役職名	保護課長 濱田 洋一郎	保護課長	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 16 の2の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、 18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 16 の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の 2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、 18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和1年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日 時点	令和1年11月15日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和2年9月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日 時点	令和2年9月7日 時点	事後	
令和3年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ②事務の概要	予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の 管理、統計報告資料作成、データ分析等の処 理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把 握	■予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の 管理、統計報告資料作成、データ分析等の 処理を行う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象 者把握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登 録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供 を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防 接種対象者及び発行した接種券の記録を行 う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登 録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供 を行う。	事後	
令和3年5月7日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う 事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月7日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	
令和3年5月7日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年5月7日 時点	事後	
令和3年5月7日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日 時点	令和3年5月7日 時点	事後	
令和3年8月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	■予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	■予防接種法の規定に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の記録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会、提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月10日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第5号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	1. 番号法 ・第9条第1項 ・別表第一の10の項 ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・第19条第6号(委託先への提供) 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 ・第10条	事後	
令和3年9月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供事務) ①番号法第19条第7号、第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2の項、16の3の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条の2、第12条の2の2 (情報照会事務) ①番号法第19条第8号 別表第二 16の2、17、18、19の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	令和3年5月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年9月10日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年5月7日 時点	令和3年9月10日 時点	事後	
令和3年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人 数は何人か いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	
令和3年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱 者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和3年9月10日 時点	令和3年12月3日 時点	事後	